

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： KAMの早期適用の事例分析と強制適用に向けた課題

2018年7月5日付けで企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」により、金融商品取引法監査の監査報告書に「監査上の主要な検討事項」（KAM：Key Audit Matters）が記載されることになりました。2021年3月期以降の強制適用を前に、2020年3月期までに早期適用された事例の分析を通じて、強制適用に向けて会社側に求められる準備について考えます。

監査上の主要な検討事項（KAM）とは

「監査上の主要な検討事項」（KAM）とは、監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項であり、監査報告書において以下の事項が記載されます。

- ① KAMの内容
- ② 監査人がKAMであると決定した理由
- ③ 監査における監査人の対応

2020年3月期の早期適用事例の結果

2020年3月期までに48社の有価証券報告書において、監査報告書にKAMの記載が早期適用されました。連結財務諸表の監査報告書におけるKAMの個数は1社当たり2.2個となっており、代表的なKAMの項目としては、固定資産やのれんの評価（減損）といった会計上の見積りに関連した項目が多い傾向にありました。

表1. KAMの個数（連結）

KAMの個数	会社数
1	10
2	22
3	13
4	1
5	1

表2. 記載された主なKAM（連結）

領域	個数
固定資産の評価	19
のれんの評価	17
貸倒引当金の見積り	11
収益認識	10
引当金の見積り（貸倒引当金以外）	8
組織再編	8

会社における追加的な情報開示

KAMには、会社が従来は開示していなかった管理プロセスや会計上の見積りに用いた仮定等が記載されることとなります。そのため、監査人は会社に対して追加の情報開示を促すこととなります。早期適用の事例でも、各社の開示はKAMに対応するために従来よりも充実していました。各社において、監査人とKAMについて協議するとともに、追加記載する開示内容についても早期に検討が必要です。また、場合によっては関連する内部統制の見直しが必要になる場合があります。

お見逃しなく！

KAMの導入は投資家の注目度も高いため、IRや株主総会において投資家や株主とKAMの内容について適切に対話できる準備も必要です。このように、KAMの導入は監査人だけでなく、会社側にとっても大きな影響を与えることから、会社側も主体的に準備に取り組むことが求められています。